

(3) 記録の有無、内容

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが、厚生省通知により義務づけられていますが、「特に記録していない」が6.0%あり、また、記録が義務づけられている項目についても「入所者の心身の状況」(63.1%)、「態様」(68.7%)、「時間」(59.7%)、「理由」(75.1%)それぞれ について記録されているのは、6割~7割となっており、必ずしも介護現場では徹底されているとは言えないことから、今後の取組み課題といえます。